

平成30年度 通関士本試験

通 関 業 法

試 験 問 題 (時間 50分)

注 意 事 項

- 1 問題の解答は、別紙の答案用紙に記入してください。
- 2 答案用紙に氏名、受験地及び受験番号を忘れずに記入してください。
- 3 問題集及び答案用紙の再交付はいたしません。
- 4 第6問から第10問までの問題については、解答のすべてが正解した場合のみ得点が与えられます。

【選 択 式】 —— 第1問～第5問：各問題5点 第6問～第10問：各問題2点 ——

第1問 次の記述は、通関業の許可に関するものであるが、()に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 新たに通関業の許可を受けようとする者から申請があった場合において、財務大臣が当該許可に付することができる条件は、取り扱う貨物の(イ)及び(ロ)に限るものとされている。
- 2 財務大臣は、通関業の許可をしようとするときは、許可申請に係る通関業の(ハ)が確実であること、許可申請者がその(ニ)に照らして、その行おうとする通関業務を適正に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な(ホ)を有することに適合するかどうかを審査しなければならない。

- | | | |
|------------------|----------------------|---------|
| ① 沿革 | ② 額の限定 | ③ 企業価値 |
| ④ 許可の期限 | ⑤ 経営の基礎 | ⑥ 経営の計画 |
| ⑦ 件数の限定 | ⑧ 財務状況 | ⑨ 実績 |
| ⑩ 社会的信用 | ⑪ 収支の状況 | ⑫ 種類の限定 |
| ⑬ 人的構成 | ⑭ 通関業務を行うことができる地域の限定 | |
| ⑮ 通関手続を行う税関官署の限定 | | |

第2問 次の記述は、通関業法第10条に規定する通関業の許可の消滅及び同法第11条に規定する通関業の許可の取消しに関するものであるが、()に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 通関業者が(イ)した場合で、その通関業の許可の(ロ)についての承認の申請がその(イ)後60日以内にされなかったとき、又は当該承認をしない旨の処分があったときは、当該通関業の許可は消滅する。
- 2 通関業者が(ハ)の決定を受けたときは、その通関業の許可は消滅する。
- 3 通関業の許可の消滅に関する財務大臣の公告は、(ニ)して行うこととされている。
- 4 財務大臣が通関業の許可の取消しをしようとするときは、(ホ)の意見を聞かなければならない。

① 移転	② 会社更生手続	③ 官報に掲載
④ 経営破綻	⑤ 公報に掲載	⑥ 死亡
⑦ 承継	⑧ 譲渡	⑨ 審査委員
⑩ 税関官署に掲示	⑪ 聴聞会	⑫ 倒産
⑬ 破産手続開始	⑭ 民事再生手続	⑮ 有識者

第3問 次の記述は、通関業法第15条に規定する更正に関する意見の聴取及び同法第16条に規定する検査の通知に関するものであるが、()に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 通関業者が他人の依頼に応じて税関官署に対してした納税の申告について、更正をすべき場合において、当該更正が、当該申告に係る貨物の(イ)又は課税価格の相違その他関税に関する法令の適用上の解釈の相違に基因して、(ロ)を(ハ)するものであるときは、税関長は、当該通関業者に対し、当該相違に関し意見を述べる機会を与えなければならない。
- 2 税関長は、通関業者の行う通関手続に関し、税関職員に関税法第67条の輸出又は輸入しようとする貨物に対する必要な検査をさせるときは、当該通関業者又はその(ニ)の立会いを求めるため、その旨を当該通関業者に口頭又は書面のいずれかにより通知することとされており、当該通知は(ホ)をもってこれに代えることができる。

① 課税標準となる価格	② 課税物件の確定	③ 関税率表の適用上の所属
④ 検査結果の通知	⑤ 検査指定票の交付	⑥ 原産地の認定
⑦ 減少	⑧ 従業者	⑨ 増加
⑩ 代理人	⑪ 適用する税率	⑫ 納付すべき関税の額
⑬ 変更	⑭ 輸出入者	⑮ 輸出入の許可

第4問 次の記述は、通関業者又は通関士の義務に関するものであるが、()に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 通関業者は、(イ)を(ロ)において依頼者の見やすいように掲示しなければならない。
- 2 通関業者及び通関士その他の通関業務の従業者は、正当な理由がなくて、通関業務に関して知り得た(ハ)を他に漏らし、又は(ニ)してはならない。
- 3 通関業者及び通関士は、通関業者又は通関士の(ホ)を害するような行為をしてはならない。

① ウェブサイト	② 営業所	③ 公開
④ 事項	⑤ 主たる事務所	⑥ 情報
⑦ 信用又は品位	⑧ 信頼	⑨ 通関業許可証
⑩ 通関業務の料金の額	⑪ 通関士の氏名	⑫ 盗用
⑬ 秘密	⑭ 利益	⑮ 利用

第5問 次の記述は、通関業法第22条に規定する通関業者の記帳、届出、報告等に関するものであるが、()に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 通関業者は、通関業務に関して帳簿を設け、その(イ)に関する事項を記載し、当該帳簿をその閉鎖の日後(ロ)年間保存するとともに、その取扱いに係る通関業務に関する書類をその作成の日後(ロ)年間保存しなければならない。
- 2 通関業者は、通関士その他の通関業務の従業者の氏名及びその(ハ)を財務大臣に届け出なければならない。
- 3 通関業者は、その取り扱った通関業務についての(ニ)の件数及び受ける料金の額等を記載した報告書を(ホ)財務大臣に提出しなければならない。

① 3	② 5	③ 7
④ 異動	⑤ 売上	⑥ 給与
⑦ 四半期に1回	⑧ 収入	⑨ 種類別
⑩ 税関官署別	⑪ 毎月1回	⑫ 毎年1回
⑬ 役職	⑭ 輸出入者別	⑮ 利益

第6問 次の記述は、通関業務及び関連業務に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする関税法第7条の2第1項の特例輸入者の承認の申請及び同法第67条の3第1項第1号の特定輸出者の承認の申請は、認定通関業者でなければ行うことはできない。
- 2 通関業法第2条第2号に規定する「業として通関業務を行う」とは、営利の目的をもって通関業務を反覆継続して行い、又は反覆継続して行う意思をもって行う場合をいい、この場合において営利の目的が直接的か間接的かは問わないものとし、通関業務が他の業務に附帯して無償で行われる場合もこれに該当する。
- 3 他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする関税法第7条第3項の規定による輸入貨物に係る関税率表の適用上の所属の教示の求めについては、関連業務に含まれない。
- 4 通関業者は、その取扱いに係る関連業務に関する書類を一定期間保存しなければならない。
- 5 他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする関税法の規定に基づく税関官署の処分につき、税関官署に対してする主張又は陳述は、通関業務に含まれる。

第7問 次の記述は、通関業の許可に基づく地位の承継に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 財務大臣が通関業の許可に基づく地位の承継を承認するに際し、当該承認をしようとする承継に係る通関業の許可にその取り扱う通関業務に係る貨物について一定の種類の商品のみに限る条件が付されている場合には、財務大臣は、これを取り消し、変更することはできず、引き続き、当該承継後の許可に当該条件が付されることとなる。
- 2 通関業者について合併があった場合において、あらかじめ財務大臣の承認を受けたときは、合併後存続する法人は、当該合併により消滅した法人の通関業の許可に基づく地位を承継することができる。
- 3 通関業者が通関業を譲り渡す場合において、当該通関業を譲り渡そうとする法人の役員が継続して譲り受ける法人の役員となるときは、あらかじめ財務大臣に届け出ることにより、当該通関業を譲り受ける法人が当該通関業を譲り渡す法人の当該通関業の許可に基づく地位を承継することができる。
- 4 通関業者について相続があったときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により通関業の許可に基づく地位を承継すべき相続人を選定したときは、その者）は、被相続人の当該許可に基づく地位を承継する。
- 5 通関業者について分割があり、あらかじめ財務大臣の承認を受けて、当該分割により通関業を承継した法人が当該分割をした法人の当該通関業の許可に基づく地位を承継した場合において、現に進行中の通関手続があるときは、当該手続については、当該分割をした法人が引き続き当該許可を受けているものとみなすこととされている。

第8問 次の記述は、通関士の設置に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 通関業者は、営業所の新設の許可の条件として、その取り扱う通関業務に係る貨物について一定の種類 of 貨物のみに限る条件が付されている営業所については、当該営業所において取り扱う貨物の件数の多少にかかわらず、通関士を置くことを要しない。
- 2 認定通関業者は、その通関業務を行う営業所に通関士を置くことを要しない。
- 3 通関業者は、通関士を置かなければならないこととされる営業所ごとに、専ら当該営業所において通関士としてその通関業務のみに従事し、かつ、当該営業所において取り扱う通関業務につき通関士の審査が必要な通関書類を審査できる通関士を置かなければならない。
- 4 通関業者が営業所に通関士を置くことを要しない場合における当該営業所において取り扱う通関業務に係る貨物が「一定の種類 of 貨物のみに限られている場合」とは、その行う通関業務に係る貨物が一定種類に限られており、通関業務の内容が簡易かつ、定型化されている場合をいう。
- 5 通関業者は、営業所の新設の許可の条件として許可の期限が付されている営業所については、通関士を置くことを要しない。

第9問 次の記述は、通関業法第31条に規定する通関業者が通関士試験に合格した者を通関士としてその通関業務に従事させようとする場合における財務大臣の確認に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 通関業者は、通関士としてその通関業務に従事させていた者であって現に通関士ではない者について、通関士としてその通関業務に従事させようとする場合には、財務大臣の確認を受けることを要しない。
- 2 通関士試験に合格した者は、その合格後1年以内に財務大臣の確認を受けなければならない。
- 3 通関業者は、その営業所において通関士として通関業務に従事させている者を当該営業所と異なる営業所において通関士として通関業務に従事させようとする場合には、財務大臣の確認を受けなければならない。
- 4 通関業法第35条第1項に規定する通関士に対する懲戒処分により通関業務に従事することを禁止された者であって、その処分を受けた日から2年を経過しないものは、通関士となることができない。
- 5 財務大臣の確認に係る届出に関する書面には、当該届出に係る者が通関業法第6条第1号から第9号までに規定する欠格事由に該当しないことを証する書面を添付しなければならない。

第10問 次の記述は、通関業者に対する業務改善命令、通関業者に対する監督処分及び通関士に対する懲戒処分に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 財務大臣は、通関業の適正な遂行のために必要があると認めるときは、その必要の限度において、通関業者に対し、その業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 財務大臣は、通関士に対する懲戒処分をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならないが、当該懲戒処分に係る法令の規定に違反した行為の内容が軽微なものであると認めるときは、これを要しない。
- 3 財務大臣は、通関業者に対する監督処分として、関税法の規定に違反した通関業者に対し、その通関業の許可の取消しをすることができる。
- 4 財務大臣は、通関士に対する懲戒処分として、通関業法の規定に違反した通関士に対し、3年間その者が通関業務に従事することを禁止することができる。
- 5 財務大臣は、通関業者に対する監督処分として、通関業法の規定に違反した通関業者に対し、1年以内の期間を定めて通関業務の全部の停止を命じた場合において、特別の事情があると認めるときは、その処分を猶予することができる。

【択一式】 —— 各問題1点 ——

第11問 次の記述は、通関業務及び関連業務に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする外国貨物を保税運送することの承認の申告は、通関業務である。
- 2 他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする外国貨物を保税工場に置くことの承認の申請は、関連業務である。
- 3 他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする輸入許可後に行う修正申告は、関連業務である。
- 4 他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする内国貨物である船用品を外国貿易船に積み込むことの承認の申告は、関連業務である。
- 5 他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする関税法その他関税に関する法令以外の法令の規定により輸入に関して承認を必要とする貨物に係る当該承認の申請は、関連業務である。

第12問 次の記述は、通関業の許可に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 通関業の許可を受けることができる者は、法人であって、その資産の内容が充実し、収支の状況が健全であり、かつ、通関業務を営むための必要な設備が整っていると認められる者に限られる。
- 2 弁護士法に基づき弁護士がその職務として通関業務を行う場合であっても、通関業の許可を受けなければならない。
- 3 通関業の許可を受けようとする者は、通関業以外の事業を営んではならない。
- 4 財務大臣は、通関業の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告するとともに、許可を受けた者に許可証を交付することとされている。
- 5 財務大臣は、通関業の許可に係る申請書（通関業許可申請書）が税関に到達してから30日以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとされている。

第13問 次の記述は、通関業法第6条に規定する欠格事由に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であった者については、当該暴力団員でなくなった日から7年を経過した場合であっても通関業の許可を受けることができない。
- 2 金融商品取引法の規定に違反して懲役刑に処せられた者であって、その執行を終わってから3年を経過しないものは、通関業の許可を受けることができない。
- 3 破産者であって復権を得ないものであっても、その資金繰りに関し財務大臣が確実と認める保証人による保証がある場合には、通関業の許可を受けることができる。
- 4 通関業務を行おうとする営業所の責任者が通関士試験に合格した者でない場合には、通関業の許可を受けることができない。
- 5 通関業者に対する監督処分により通関業の許可を取り消された者であっても、その処分を受けた日から1年を経過したものについては、通関業の許可を受けることができる。

第14問 次の記述は、通関業法第14条に規定する通関士の審査等に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 通関業者は、2名以上の通関士を置く通関業務を行う営業所において、当該営業所における通関業務として他人の依頼に応じて税関官署に提出する書類について、当該通関士にその内容を審査させ、かつ、これに記名押印させる場合には、その記名押印については、これらの通関士のうち、より上位の職に就く者にこれをさせなければならない。
- 2 通関業者は、その通関業の許可にその取り扱う通関業務に係る貨物について一定の種類の商品のみに限る条件が付され、通関業務を行う営業所に通関士を置くことを要しない場合において、当該営業所に通関士を置いたときは、当該営業所における通関業務として他人の依頼に応じて税関官署に提出する輸入申告書について、当該通関士にその内容を審査させ、かつ、これに記名押印させなければならない。
- 3 通関業者は、あらかじめ税関長の承認を受けたときは、通関士を置く営業所における通関業務として他人の依頼に応じて税関官署に提出する輸入申告書について、当該営業所の通関士以外の通関業務の従業者にその内容を審査させ、かつ、これに記名押印させることができる。
- 4 通関業者は、通関士を置く営業所における通関業務として他人の依頼に応じて税関官署に提出する保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認に係る申請書について、当該通関士にその内容を審査させ、かつ、これに記名押印させることを要しない。
- 5 通関業者は、通関士を置く営業所における通関業務として他人の依頼に応じて税関官署に提出する関税法の規定に基づいて税関長に対してする不服申立てにつき、税関官署に対してする陳述に係る書類について、当該通関士にその内容を審査させ、かつ、これに記名押印させなければならない。

第15問 次の記述は、通関業者及び通関士の義務に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 通関業者は、その名義を他人に通関業のため使用させる場合には、財務大臣の許可を受けなければならない。
- 2 通関業者が財務大臣に提出しなければならないこととされているその取扱いに係る通関業務の件数、これらについて受けた料金の額その他通関業務に係る事項を記載した報告書（定期報告書）には、報告期間の末日における通関業務の用に供される資産の明細を記載しなければならない。
- 3 通関業者が他人の依頼に応じて税関官署に提出する通関書類について、通関士の記名押印の有無は、当該通関書類の効力に影響を及ぼす。
- 4 通関業者は、通関業務に関し、依頼者から依頼を受けたことを証する書類をその作成の日後5年間保存しなければならない。
- 5 通関業者は、通関士を置く営業所における通関業務として他人の依頼に応じて税関官署に提出する関税法に基づく不服申立てに係る不服申立書について、通関士にその内容を審査させ、これに記名押印させることを要しない。

第16問 次の記述は、通関業法第22条に規定する通関業者の記帳、届出、報告等に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 通関業者は、通関業務について帳簿を設けなければならないが、関連業務について帳簿を設けることを要しない。
- 2 通関業者は、通関業務に関し税関官署又は財務大臣に提出した申告書、申請書、不服申立書その他これらに準ずる書類の写しを、その作成の日後5年間保存しなければならない。
- 3 通関業者が帳簿に記載しなければならない通関業務1件ごとの明細の記載については、当該通関業者が保管するその通関業務に関し税関官署又は財務大臣に提出した申告書、申請書、不服申立書その他これらに準ずる書類の写しに所要の事項を追記することによってすることができる。
- 4 法人である通関業者は、通関業務を担当する役員に異動があった場合には、その異動の日後1月以内に財務大臣に届け出なければならない。
- 5 通関業者が財務大臣に提出しなければならないこととされているその取扱いに係る通関業務の件数、これらについて受けた料金の額その他通関業務に係る事項を記載した報告書（定期報告書）については、毎年5月31日までに提出しなければならない。

第17問 次の記述は、通関士の資格に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 通関士試験に合格した者は、その受験地を管轄する税関の管轄区域内においてのみ、通関士となる資格を有する。
- 2 通関士が、通関業法第31条第1項の確認を受けた通関業者の通関業務に従事しないこととなった場合であっても、引き続き、当該通関業者に所属しているときは、その通関士の資格を喪失しない。
- 3 通関士が、疾病により3月間通関業務に従事することができなくなった場合には、その者がその職にあるときであっても、その通関士の資格を喪失する。
- 4 通関士試験に合格した者が、その合格の日から5年間通関士として通関業務に従事しないときは、通関士となる資格を喪失する。
- 5 通関士が、関税法第111条（許可を受けないで輸出入する等の罪）の規定に該当する違反行為をして関税法の規定により通告処分を受けた場合には、その通関士の資格を喪失する。

第18問 次の記述は、通関業者に対する監督処分及び通関士に対する懲戒処分に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 財務大臣は、法人である通関業者の役員につき、貨物自動車運送事業法の規定に違反する行為があった場合において、当該行為が当該通関業者の信用を害するような行為に該当し、かつ、当該通関業者の責めに帰すべき理由があるときであっても、当該通関業者に対する監督処分を行うことはできない。
- 2 何人も、通関士に対する懲戒処分に該当する事実があると認めるときは、財務大臣に対し、その事実を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。
- 3 財務大臣は、通関士に対する懲戒処分をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。
- 4 財務大臣は、通関業者が通関業法の規定に違反したときは、その通関業者に対し、1年以内の期間を定めて通関業務の全部又は一部の停止を命じることができる。
- 5 財務大臣は、通関業者に対する監督処分をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

第19問 次の記述は、通関業法の規定による財務大臣の公告に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 財務大臣は、通関業法第39条の規定に基づく審査委員を委嘱したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。
- 2 財務大臣は、通関業者がその通関業務を行う営業所の所在地を変更したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。
- 3 財務大臣は、通関業の許可が消滅したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。
- 4 財務大臣は、通関業者がその通関業務を行う営業所に新たに通関士を設置したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。
- 5 財務大臣は、偽りその他不正な手段により通関業法第31条第1項に規定する財務大臣の確認を受けたことが判明したことにより、通関士が通関士の資格を喪失したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

第20問 次の記述は、通関業者に対する業務改善命令、通関業者に対する監督処分及び通関士に対する懲戒処分に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 財務大臣は、通関士に対する懲戒処分をしようとするときは、審査委員の意見を聴くとともに、当該通関士がその業務に従事する通関業者の意見を聴かなければならない。
- 2 財務大臣が、通関業者に対する監督処分をしようとする場合において、当該監督処分に係る法令の規定に違反する行為の内容が明らかであると認めるときは、審査委員に意見を聴くことなく当該監督処分をすることができる。
- 3 財務大臣は、通関業者の通関業務に従事する者につき、関税法の規定に違反する行為があった場合において、その通関業者に対する監督処分をしようとするときは、その違反する行為を行った者の意見を聴かなければならない。
- 4 財務大臣は、通関業者に対し、その業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずるときは、審査委員の意見を聴かなければならない。
- 5 財務大臣が通関業者に対する監督処分をしようとするときに意見を聴かなければならない審査委員は、通関業務に関し学識経験のある者のうちから委嘱することとされている。

平成30年度 通関士本試験

通 関 業 法

解答・解説

〈H30年度 通関業法 解答&難易度〉

≪配点≫

選択式	語群選択式	第1問～第5問（各5点）	25点
	複数選択式	第6問～第10問（各2点）	10点
択一式		第11問～第20問（各1点）	10点
合計			45点

【選択式】 語群選択式：5点×5問（1箇所1点）

問	項目	正解		ランク
第1問	通関業の許可	イ	⑫	A
		ロ	④	
		ハ	⑤	
		ニ	⑬	
		ホ	⑩	
第2問	通関業の許可の消滅及び取消し	イ	⑥	B
		ロ	⑦	
		ハ	⑬	
		ニ	⑩	
		ホ	⑨	
第3問	更正に関する意見の聴取及び検査の通知	イ	③	A
		ロ	⑫	
		ハ	⑨	
		ニ	⑧	
		ホ	⑤	
第4問	通関業者及び通関士の義務	イ	⑩	A
		ロ	②	
		ハ	⑬	
		ニ	⑫	
		ホ	⑦	
第5問	記帳・届出・報告等	イ	⑧	A
		ロ	①	
		ハ	④	
		ニ	⑨	
		ホ	⑫	

【選択式】 複数選択式：2点×5問（解答のすべてが正解した場合のみ）

問	項目	正解	ランク
第6問	定義	2, 4, 5	A
第7問	許可に基づく地位の承継	2, 4	C
第8問	通関士の設置	1, 4	B
第9問	財務大臣の確認	4, 5	B
第10問	業務改善命令及び監督処分・懲戒処分	1, 3	B

【択一式】 1点×10問

問	項目	正解	ランク
第11問	定義	5	A
第12問	通関業の許可	4	B
第13問	欠格事由	2	A
第14問	通関士の審査等	2	A
第15問	通関業者及び通関士の義務	2	B
第16問	記帳・届出・報告等	3	B
第17問	通関士の資格	5	A
第18問	監督処分・懲戒処分	1	B
第19問	財務大臣の公告	3	A
第20問	業務改善命令及び監督処分・懲戒処分	5	B

A：できてほしい問題

B：中間レベルの問題

C：難易度の高い問題

【選択式】

（語群選択式）

第1問 正解 イー⑫ ロー④ ハー⑤ ニー⑬ ホー⑩

（業法3条2項, 5条, 基本通達3-1）

第2問 正解 イー⑥ ロー⑦ ハー⑬ ニー⑩ ホー⑨

（業法10条1項2号, 4号, 11条2項, 11条の2第1項, 2項, 基本通達10-2）

第3問 正解 イー③ ロー⑫ ハー⑨ ニー⑧ ホー⑤

（業法15条, 16条, 基本通達16-1（1））

第4問 正解 イー⑩ ロー② ハー⑬ ニー⑫ ホー⑦

（業法18条, 19条, 20条）

第5問 正解 イー⑧ ロー① ハー④ ニー⑨ ホー⑫

（業法22条1項～3項, 施行令8条3項, 10条1項1号）

（複数選択式）

第6問 正解 2, 4, 5

- 1 × 他人の依頼による特例輸入者及び特定輸出者の承認申請の代理は、認定通関業者でなければ行うことができない旨の規定はない（業法2条1号イ（1）（二）、（五））。
- 2 ○ 「業として通関業務を行う」とは、**営利の目的をもって通関業務を反覆継続して行い、又は反覆継続して行う意思をもって行う場合をいい、この場合において営利の目的が直接的か間接的かは問わないものとし、通関業務が他の業務に附帯して無償で行われる場合もこれに該当する**（基本通達2-3）。
- 3 × 他人の依頼による輸入貨物に係る関税率表の適用上の所属の教示の求めは、**関連業務に含まれる**（7-1（1）イ）。
- 4 ○ 通関業者は、通関業務（7条に規定する**関連業務を含む**。）に関して帳簿を設け、その収入に関する事項を記載するとともに、その取扱いに係る通関業務に関する**書類を一定期間保存**しなければならない（業法22条1項）。
- 5 ○ 関税法その他関税に関する法令の規定に基づく税関官署の調査、検査若しくは処分につき、税関官署に対してする主張又は陳述の代行は、**通関業務に含まれる**（2条1号イ（3））。

第7問 正解 2, 4

- 1 × 財務大臣は、地位の承継の承認をするに際し、承継に係る通関業の許可について3条2項（通関業の許可）の規定に基づき付された条件を取り消し、変更し、又は新たに条件を付することができる（業法11条の2第6項）。
- 2 ○ 通関業者について合併があった場合において、あらかじめ財務大臣の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は当該合併により消滅した法人の当該通関業の許可に基づく地位を承継することができる（11条の2第4項）。
- 3 × 通関業の譲渡が行われる場合において、通関業の許可に基づく地位を承継するには、財務大臣の承認が必要である（11条の2第4項）。譲り渡そうとする法人の役員が、継続して譲り受ける法人の役員になるときに、財務大臣に届け出ることで許可に基づく地位を承継できる旨の規定はない。
- 4 ○ 通関業者について相続があったときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により通関業の許可に基づく地位を承継すべき相続人を選定したときは、その者）は、被相続人の当該許可に基づく地位を承継する（11条の2第1項）。
- 5 × 通関業者について分割があり、あらかじめ財務大臣の承認を受けて、当該分割により通関業を承継した法人が当該分割をした法人の通関業の許可に基づく地位を承継しているので、許可を受けているものとみなす必要はない。みなし規定が適用されるのは、通関業の許可が消滅した場合である（10条3項参照）。

第8問 正解 1, 4

- 1 ○ 通関業者は、通関業務を適正に行うため、その**通関業務を行う営業所ごとに、通関士を置かなければならない**（業法13条）。ただし、当該営業所において取り扱う通関業務に係る貨物が通関業の許可の規定又は**営業所の新設の許可の条件**の規定により**一定の種類**の貨物のみに限られている場合は、貨物の件数の多少にかかわらず、通関士を置くことを要しない（13条、3条2項、8条2項）。
- 2 × 通関業者は、通関業務を適正に行うため、その**通関業務を行う営業所ごとに、通関士を置かなければならない**（業法13条）。**認定通関業者**の場合も同様である。
- 3 × 設置する通関士について、本肢のような**規定**（「専任」でなければならない旨の規定）はない。
- 4 ○ 貨物が「一定の種類の貨物のみに限られている場合」とは、その行う通関業務に係る貨物が一定種類に限られており、通関業務の内容が**簡易かつ、定型化**されている場合をいう（基本通達13-1）。
- 5 × 許可の条件として**期限**が付されている場合に、通関士を置くことを要しない旨の規定はない。

第9問 正解 4, 5

- 1 × 通関業者は、通関士試験に合格した者を通関士という名称を用いてその通関業務に従事させようとするときは、財務大臣の確認を受けなければならない（業法31条1項）。過去に通関業務に従事していても、**現に通関士ではない者**であるので、財務大臣の**確認が必要**となる。
- 2 × 通関士試験に合格した者が、その後、財務大臣の確認を受けなければならない期限についての**規定はない**。
- 3 × 本肢の通関士は勤務先の営業所が変わっただけであり、すでに財務大臣の確認を受けているので、再度の確認は**不要**である。
- 4 ○ 通関業法35条1項（懲戒処分）の規定により通関業務に従事することを禁止された者であって、その処分を受けた日から**2年**を経過しないものは、**通関士**となることができない（31条2項1号、6条8号）。
- 5 ○ 財務大臣の確認に係る届出に関する書面には、当該届出に係る者が法6条1号から9号（欠格事由）の規定に該当しないことを証する書面その他参考となるべき書面を添付しなければならない（業法施行令13条2項）。

第10問 正解 1, 3

- 1 ○ 財務大臣は、**通関業の適正な遂行**のために必要があると認めるときは、その必要の限度において、通関業者に対し、その**業務の運営の改善**に必要な措置をとるべきことを**命ずることができる**。（業法33条の2）。
- 2 × 財務大臣は、通関士に対する懲戒処分をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない（35条2項）。懲戒処分に係る法令違反行為が軽微なものと認められる場合に、公告が不要となる旨の**規定はない**。
- 3 ○ 財務大臣は、通関業者が**関税法**その他関税に関する法令の規定に**違反した**ときは、その通関業者に対し、1年以内の期間を定めて通関業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は**許可の取消し**をすることができる（34条1項1号）。
- 4 × 財務大臣は、通関士が通関業法又は関税法その他関税に関する法令の規定に違反したときは、その通関士に対し、戒告し、1年以内の期間を定めてその者が通関業務に従事することを停止し、又は**2年間**その者が通関業務に従事することを**禁止**することができる（35条1項）。
- 5 × 監督処分として通関業務の停止を命じた場合であって、特別の事情があると認めるときにその処分を猶予できる旨の**規定はない**。

【択一式】

第11問 正解 5

- 1 × 外国貨物を保税運送することの承認の申告は、**関連業務**に含まれる（基本通達7-1(1)へ）。
- 2 × 外国貨物を保税工場に置くことの承認の申請は、**通関業務**に含まれる（業法2条1号イ(1)(四)）。
- 3 × 輸入許可後に行う修正申告は、関税の確定及び納付に関する手続として、**通関業務**に含まれる（基本通達2-2(2)）。
- 4 × 内国貨物である船用品を外国貿易船に積み込むことの承認の申告は、**通関業務**に含まれる（業法2条1号イ(1)(三)）。
- 5 ○ 関税法その他関税に関する法令以外の法令の規定により輸出又は輸入に関して必要とする許可、承認等の申請は、**関連業務**に含まれる（基本通達7-1(1)チ）。

第12問 正解 4

- 1 × 通関業の許可を受けることができる者を**法人に限定する旨の規定はない**。なお、本肢の記述は通関業の許可の基準の1つであり、許可を受けるためには、他の要件も満たす必要がある。
- 2 × 通関業法3条1項（通関業の許可）の規定は、**弁護士法の規定により弁護士が行う職務若しくは弁護士法人が行う一定の業務又は弁理士法の規定により弁理士が行う業務若しくは特許業務法人が行う一定の業務については、適用しない**（業法3条5項）。
- 3 × 通関業の許可を受けようとする者が、通関業以外の事業を営んではならない旨の**規定はない**（4条1項5号参照）。
- 4 ○ 財務大臣は、通関業の許可をしたときは、**遅滞なく、その旨を公告するとともに、許可を受けた者に許可証を交付する**（3条4項）。
- 5 × 「通関業許可申請書」は、税関に到達してから**20日以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとされている**（基本通達3-12(1)）。

第13問 正解 2

- 1 × 許可申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律2条6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から**5年**を経過していない場合には、欠格事由に該当し、通関業の許可を受けることができない（業法6条7号）。
- 2 ○ **禁錮以上の刑に処せられた者であって、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから3年を経過しないものは欠格事由に該当し、通関業の許可を受けることができない（6条3号）。**本肢は懲役刑に処せられた場合であるので、これに該当する。
- 3 × 破産者であって復権を得ないものは、欠格事由に該当し、通関業の許可を受けることが**できない（6条2号）。**財務大臣が确实と認める保証人による保証がある場合には、許可が受けられる旨の**例外規定はない。**
- 4 × 通関業務を行おうとする営業所の責任者が通関士試験に合格した者でない場合には、通関業の許可を受けることができない旨の**規定はない。**
- 5 × 通関業者に対する監督処分により通関業の許可を取り消された者であって、その処分を受けた日から**2年**を経過しないものは、欠格事由に該当し、通関業の許可を受けることができない（6条8号）。

第14問 正解 2

- 1 × 2名以上の通関士を置く営業所において、税関官署に提出する書類の記名押印は、より上位の職に就く通関士でなければならない旨の規定はない。
- 2 ○ 通関士の審査、押印の義務は、通関士を設置する必要のない営業所に通関士を置いた場合であっても負う（基本通達14-1）。
- 3 × 通関業者は、他人の依頼に応じて税関官署に提出する通関書類のうち政令で定めるものについては、**通関士**にその内容を審査させ、かつ、これに記名押印させなければならない（業法14条）。通関業務の従業者に審査等をさせることはできない。
- 4 × 通関士の審査、記名押印が必要な書類は以下の通りである（施行令6条1号）。
- ① 輸入（納税）申告書、特例申告書
 - ② 輸出（積戻し）申告書
 - ③ 特例輸入者承認申請書
 - ④ 船（機）用品積込承認申告書
 - ⑤ **蔵入、移入、総保入承認申請書**
 - ⑥ 保税展示場に入れる外国貨物に係る申告書（展示等申告書）
 - ⑦ 特定輸出者承認申請書
 - ⑧ 不服申立書（再調査の請求書、審査請求書）
 - ⑨ 修正申告書、更正請求書
- 保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認に係る申請書は、上記⑤に該当し、通関士の審査、記名押印が**必要**な書類である。
- 5 × 本肢の書類は、通関士の審査、記名押印を**要しない**。

第15問 正解 2

- 1 × 通関業者は、その**名義**を他人に通関業のため**使用させてはならない**。（業法17条）。
- 2 ○ 通関業者は、その取扱いに係る通関業務の件数、これらについて受けた料金の額その他通関業務に係る事項を記載した**報告書**を毎年1回財務大臣に提出しなければならない（22条3項）。
- 上記の報告書には、次に掲げる事項を**記載しなければならない**（業法施行令10条1項）。
- ① 報告期間中に取り扱った通関業務についての種類別の件数及び受ける料金の額
- ② 報告期間中における通関業務に関する支出の総額及びその内訳（帳簿上当該支出を分別経理していないときは、合理的推定を加えて計算した支出の総額及びその内訳並びにその計算の基礎）
- ③ **報告期間の末日における通関業務の用に供される資産の明細**
- ④ その他参考となるべき事項
- 3 × 通関士の記名押印の有無は、通関書類の効力に影響を及ぼすものと**解してはならない**（業法21条）。
- 4 × 通関業者は、通関業務（関連業務を含む。）に関して帳簿を設け、その収入に関する事項を記載するとともに、その取扱いに係る通関業務に関する書類を一定期間**保存しなければならない**（22条1項）。
- 業法22条1項に規定する通関業務に関する書類は、次に掲げる書類とする（施行令8条2項）。
- ① 通関業務に関し税関官署又は財務大臣に提出した申告書、申請書、不服申立書その他これらに準ずる書類の写し
- ② **通関業務に関し、依頼者から依頼を受けたことを証する書類**
- ③ 通関業務に関する料金の受領を証する書類の写し
- 業法22条1項に規定する帳簿及び書類は、それぞれその閉鎖の日又は作成の日後**3年間**保存しなければならない（施行令8条3項）。
- 5 × **不服申立書**は通関士の審査、記名押印が**必要な書類**である（第14問肢4⑧参照、業法14条、施行令6条2号）。

第16問 正解 3

- 1 × 通関業者は、通関業務（関連業務を含む。）に関して帳簿を設け、その収入に関する事項を記載するとともに、その取扱いに係る通関業務に関する書類を一定期間保存しなければならない（業法 22 条 1 項）。
- 2 × 帳簿及び書類は、それぞれその閉鎖の日又は作成の日後 3 年間保存しなければならない（施行令 8 条 3 項）。
- 3 ○ 通関業者が帳簿に記載しなければならない通関業務 1 件ごとの明細の記載は、通関業者が保管するその通関業務に関し税関官署又は財務大臣に提出した申告書、申請書、不服申立書その他これらに準ずる書類の写しに所要の事項を追記することによってすることができる（施行令 8 条 4 項）。
- 4 × 通関業者は、通関士その他の通関業務の従業者（当該通関業者が法人である場合には、通関業務を担当する役員及び通関士その他の通関業務の従業者）の氏名及びその異動を財務大臣に届け出なければならない（業法 22 条 2 項）。この場合の届出は、**そのつど**、これらの者の氏名及びその異動の内容その他参考となるべき事項を記載した届出書を提出することによってしなければならない（施行令 9 条 1 項）。異動の日後 1 月以内という規定はない。
- 5 × 通関業者は、その取扱いに係る通関業務の件数、これらについて受けた料金の額その他通関業務に係る事項を記載した報告書を毎年 1 回財務大臣に提出しなければならない（業法 22 条 3 項）。

上記の報告書は、**6 月 30 日まで**にこれを提出しなければならない。

第17問 正解 5

- 1 × 通関士試験に合格した者は、**どの税関の管轄区域内においても**、通関士となる資格を有する（業法25条）。
- 2 × 通関士は、財務大臣の確認を受けた通関業者の**通関業務に従事しないこととなったときは、通関士でなくなる**（32条1号）。引き続き、当該通関業者に所属していても、通関士の資格を喪失する。
- 3 × 通関士が疾病その他やむを得ない理由により通関業務に従事できないこととなったときは、当該通関士が**その職にある限り、通関士の資格は喪失しない**（基本通達32-1(2)）。
- 4 × 通関士試験合格後、通関業務に従事するまでの期間制限の**規定はない**。合格から一定の期間内に通関業務に従事しなければ、資格を喪失するという事はない。
- 5 ○ 通関士が関税法111条（無許可輸出入等の罪）の規定に該当する違反行為で関税法の規定により通告処分を受けた場合は、業法6条4号の欠格事由に該当し、通関士の**資格を喪失する**（業法32条2号、6条4号）。

第18問 正解 1

- 1 × 財務大臣は、通関業者の役員その他通関業務に従事する者につき、通関業法、通関業法に基づく命令若しくは関税法その他関税に関する法令の規定に違反する行為があった場合又は通関業者の信用を害するような行為があった場合において、その通関業者の責めに帰すべき理由があるときは、その通関業者に対して、監督処分を行うことができる（業法34条1項2号）。
- 2 ○ 何人も、通関業者又は通関士に監督処分又は懲戒処分に該当する事実があると認めるときは、財務大臣に対し、その事実を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる（36条）。
- 3 ○ 財務大臣は通関士に対する懲戒処分をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない（35条2項）。
- 4 ○ 財務大臣は、通関業者が通関業法の規定に違反したときは、その通関業者に対し、1年以内の期間を定めて通関業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は許可の取消しをすることができる（34条1項1号）。
- 5 ○ 財務大臣は通関業者に対する監督処分をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない（34条2項）。

第19問 正解 3

- 1 × 本肢の場合に公告しなければならない規定はない。
- 2 × 本肢の場合に公告しなければならない規定はない。
- 3 ○ 財務大臣は、通関業の許可が消滅したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない（業法10条2項）。
- 4 ○ 本肢の場合に公告しなければならない規定はない。
- 5 ○ 本肢の場合に公告しなければならない規定はない。

第20問 正解 5

- 1 × 財務大臣は、通関士に対する懲戒処分をしようとするときは、当該通関士がその業務に従事する通関業者の意見を聴かなければならない。審査委員の意見も聴かなければならない旨の規定はない（業法37条1項）。
- 2 × 財務大臣は、通関業者に対する監督処分をしようとするときは、審査委員の意見を聴かなければならない（37条1項）。本肢のような例外規定はない。
- 3 × 通関業者に対する監督処分をしようとするときは審査委員の意見を聴かなければならない。違反する行為を行った者の意見を聴かなければならない旨の規定はない（37条1項）。
- 4 × 通関業者にその業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることは監督処分ではないので、審査委員の意見を聴く必要はない（33条の2参照）。
- 5 ○ 財務大臣が、通関業者に対する監督処分をしようとするときに意見を聴くための審査委員は、通関業務に関し学識経験のある者のうちから委嘱することとされている（39条2項）。